

◎平成30年度 鳥取県立鳥取中央育英高等学校『いじめ防止対策基本方針』

I 基本方針策定の考え方

本校では、「いじめ防止対策推進法（平成25年6月制定）」を踏まえ、いじめのない学校づくりを推進する。本来、学校は公共の場として安全を確保された場所であり、生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境でなくてはならない。そのため全教科、全領域を通して生命や人権を大切にする精神を貫くとともに、生徒が安全・安心に学校生活を送ることができる教育環境を整備するとともに、規範意識や他を思いやる心も育てながら、生徒間の良好な人間関係の構築を目指したい。そして、将来は社会の一員として貢献できる人材の育成を目指していきたい。

II いじめの定義と認知

1 いじめの定義について

いじめは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法2条1項）

2 積極的ないじめの認知

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの認知は、本校教職員等で組織する「いじめ防止対策委員会」の検討結果をもとに校長が行う。

III いじめに関する基本的な認識

- 1 いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- 2 いじめは、どの生徒にも起こりうるものであり、その根本的な問題克服のためには、全ての生徒を対象とした未然防止の観点が重要である。
- 3 いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、教職員が個人で抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する必要である。
- 4 生徒の被害性に着目し積極的にいじめを認知することで、早期に組織で対応することができ、深刻・重大ないじめにつながることを防ぐことができる。
- 5 全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるには、生徒のいじめに対する理解を深め、いじめを認識しながら放置しないことが大切である。
- 6 いじめの防止や解決には、子どもへの教育の第一義的責任を有する保護者の理解や協力が不可欠であるため、関係する保護者との連携を密に行うことが重要である。
- 7 いじめの防止や解決には、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すための学校関係者と地域との連携も必要である。より多くの大人が悩みや相談を受け止めることができるように、それぞれの立場からその役割と責任を自覚し、連携・協働する体制づくりが大切である。
- 8 他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、また異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに悪い影響を与えることを考え、大人の「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有が不可欠である。

IV いじめ防止等に関する方針と組織

1 いじめ防止基本方針の策定

鳥取中央育英高等学校「いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じた総合的ないじめの防止のための計画等を作成し、いじめの防止に向けた取組の一層の充実を図る。

2 いじめ防止対策委員会の設置と情報を集約する担当

個々の教職員が抱え込まず、スムーズに情報が管理職まで届き、組織で対応できるよう、「いじめ防止対策委員会」を設置し、学校を挙げていじめの防止等に取り組む。(法 22 条)

「いじめ防止対策委員会」は、生徒のいじめにつながる行為・行動、トラブル等の情報が一部の教職員にとどまることなく、組織による認知が機動的に行えるように、それらの情報を集約するしくみとする。また、その情報を集約・整理する担当を設け、その担当が中心になって、管理職への報告を行い、「いじめ防止対策委員会」の検討結果や助言を踏まえて、校長の指揮の下、学校としての対応を行う。

V 未然防止

- 1 友人や教職員との信頼できる関係の中で、生徒が安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で自主的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、生徒や保護者にとって魅力ある学校づくりを行う。
- 2 管理職は、リーダーシップを発揮し、いじめに関する教職員の意識向上、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。
- 3 教職員は研ぎ澄まされた人権感覚を持って生徒の指導に当たるとともに、学校として、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させる。
- 4 被災生徒など心身に受けた多大な影響や慣れない環境への不安がある生徒や、その他の配慮が必要な生徒について、教職員がその状況を十分に理解し、細心の注意を払って対応する。
- 5 教育活動全体を通じて、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育む。
- 6 学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱の設置等のいじめの防止に資する主体的な活動に取り組み(法 15 条 2 項)、いじめに直面したときに適切な行動ができる生徒の育成をめざす。
- 7 インターネット上のいじめも重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であるため、日頃から生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。(法 19 条)
- 8 心理検査等の諸検査を活用し、学級集団の理解や生徒個々の理解を深めるように努める。

VI 早期発見

- 1 日頃からの生徒の見守りや生徒との信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つことはもちろんのこと、定期的なアンケート調査や計画的な教育相談の実施、また気になる様子が見られる生徒がいた場合の面談等、生徒がいじめを訴えやすい相談体制を整備することでいじめの早期発見に努める。(法 16 条 1 項)

なお、アンケート調査については、いじめ発見を目的とした記名アンケート調査、生徒の心情の変化や学級の状況を継続的につかみ対策を講ずるための無記名アンケートなど、生徒の実態を考慮し、意図的・計画的に行う。

- 2 いじめの早期発見のためには、聞き取り調査など生徒の協力が必要となるため、生徒に対して、傍観者や観衆とならずに教職員等へ相談するなどいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- 3 いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期発見につなげることが目的であるため、管理職は、リーダーシップを発揮して、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを集約・整理する担当を通じて「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。

VII 発見後の対応

- 1 いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、速やかに情報につ

いて「いじめ防止対策委員会」で協議し、組織的な対応につなげる。

さらに、生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等事実確認を行い、その結果を県教育委員会に報告する。(法 23 条 2 項)。教職員は、「いじめ防止対策基本方針」に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。

2 いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、必要に応じて専門家の協力を得ながら、いじめを受けた生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。(法 23 条 3 項)

3 犯罪行為として取り扱われるべきいじめと認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。(法 23 条 6 項)

4 校長及び教職員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合がある。(法 25 条)

必要があると認めるときは、いじめを行った生徒に対して、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒のみならず他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。(法 23 条 4 項)

また、教職員は、いじめを行った生徒に対して、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、保護者や専門機関等との連携をとりながら、毅然とした態度で指導・対応を行う。

5 教職員は、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、生徒をめぐる状況にも十分留意しながら慎重に対応する。その際、必要に応じて専門家等の意見を参考に、保護者との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行う。

6 いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする存在、周辺で黙認する存在にも留意し、教職員は、必要に応じて集団全体への働きかけを行う。

7 生徒又は保護者からの申立ては、把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

8 教職員は、いじめが解消するまで、継続的に見守り、支援を行う。

いじめが「解消している」状態とは、

- いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも 3 か月を目安）
- いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する）

であり、他の事情も勘案して慎重に判断する。

解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

VIII 重大事態への対処等

1 いじめの重大事態とは

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。(法 28 条 1 項 1 号関連)

※法第 28 条第 1 項第 1 号「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
- などのケースが想定される。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。(法 28 条 1 項 2 号関連)

※法第 28 条第 1 項第 2 号「相当の期間学校を欠席する」については、年間 30 日を目安とす

る。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

○生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 いじめにより重大な被害が生じた疑いがある場合には、速やかに県教育委員会に報告する。必要に応じて、重大事態の対処について支援を依頼する。

3 調査のための組織を設け、学校主体で速やかに調査を行うか、県教育委員会において実施する調査に協力する。(法 28 条)

なお、調査にあたっては、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう組織を構成する。

4 いじめの行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に明らかにする。

5 調査結果を踏まえ、教職員は、当該生徒やその保護者に適切なケア・指導を行う。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

また、いじめを行った生徒に対しては、保護者に協力を依頼しながら個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成する。

6 いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法での経過報告であることとし、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供する。

7 調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行う。

8 重大事態が発生した際には、事実関係や調査結果について、県教育委員会を通じて知事に報告する。(法 30 条 1 項)

IX いじめの防止の取組の検証等

1 いじめの防止等に向けた取組について学期毎に検証し、その結果を県教育委員会に報告する。

2 より実効性の高い取組を実施するため、「いじめ防止対策基本方針」が実情に即して適切に機能しているかを点検し、いじめの防止等に向けた取組の検証を隨時行い、いじめ防止対策に基づく年間計画に反映させながら、改善に努める。

3 「いじめ防止対策基本方針」を、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者、地域住民が容易に目にする措置を講ずるとともに、その内容を生徒、保護者等に説明する。

X 保護者及び関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応を行うため、保護者及び関係機関等と密接な連携を図る。

主な関係機関

- ・県教育委員会高等学校課、いじめ・不登校総合対策センター
- ・所轄警察署、スクールソーシャルワーカー
- ・児童相談所
- ・弁護士
- ・学校医
- ・教育相談員
- ・スクールソーシャルワーカー

鳥取中央育英高等学校「いじめ防止対策委員会」の設置について

平成 26 年 3 月 17 日制定

1 いじめ防止対策組織の構築

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月制定）に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する設置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（いじめ防止対策推進法第二十二条）

2 構成員

委員長：校長

委 員：教頭、主幹教諭、生徒指導主事、生徒会主任、人権教育主任、環境保健主任、教育相談担当

学年主任（1、2、3 年）、養護教諭、（個々のケースに關係の深い教職員）

（学校医、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、弁護士、生徒等）

※学校全体で組織的に対応するため、適宜、情報や取組状況を全教員に報告する。

3 主な業務内容

- ①基本方針に基づく取組、年間計画の作成、相談窓口、情報の収集・記録、事案への組織的対応、取組の評価などを行う。
- ②いじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、責任を持って問題の解決まで取り組む。
- ③事案発生時における対応策の検討。
- ④学校基本方針の取組の評価・検証、見直し（PDCA サイクルで検証）を行う。

4 具体的な取組（行動計画）の内容

- ①いじめ防止対策委員会を開催する。（本校基本方針の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行う）。
- ②いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査を実施する。
(個人面談・電話相談・校内相談箱の設置等)
- ③教職員対象の研修会を行う。
- ④生徒の状況把握に務め、情報を共有する。（いじめの疑いに関すること、問題行動、悩み等）
- ⑤生徒と教職員の人間関係の構築に務める。
- ⑥いじめを受けた生徒の心のケア、様子をこまめに経過観察する。
- ⑦いじめを行った生徒への継続的な指導、経過観察を行う。
- ⑧未然防止、早期発見及び再発防止に向けた取組を行う。
- ⑨関係機関との速やかな連絡や維持にと迅速な対応を行う。

5 構成員の決定

- ・年度初めに決定する。

6 附則

- ・平成 27 年 4 月 1 日一部改正
- ・平成 29 年 4 月 1 日一部改正
- ・平成 30 年 4 月 1 日一部改正